平成２１年（フ）第３４９号
埼玉県越谷市蒲生茜町34番地２　ニックハイム612
債務者　並松　義純
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
千葉県船橋市海神町南１丁目746番地３　サントネール西船101号
債務者　荻沼　孝浩
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６３６号
千葉市若葉区桜木北２丁目９番14号
債務者　宮間　光行
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８７号
千葉県市原市菊間1987番地
債務者　大野　一雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９０号
千葉市花見川区千種町118番地７　シティハイツ千種４―203号
債務者　木下マリアこと　ＫＩＮＯＳＨＩＴＡ　ＭＡＲＩＡ　ＭＹＬＥＮＥ　ＳＡＢＡＳ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０６号
千葉県市原市青柳北４丁目６番地６
債務者　内村　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２６７号
金沢市才田町乙１番地
債務者　井上　浩子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６９号
金沢市山王町１丁目129番地、従前の住所金沢市田上新町19番地
債務者　向井加代子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７６号
金沢市横川６丁目43番地
債務者　ＬＯＵＮＧＥルビアこと　前井　英二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７７号
金沢市松村２丁目58番地８
債務者　武井　明崇
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目179番地、従前の住所石川県河北郡内灘町字大清台22番地　201・101号、従前々の住所石川県河北郡内灘町字大根布５丁目14番地
債務者　中銭　　昭
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１６５７号
愛知県清須市西枇杷島町押花86番地
債務者　櫻井　俊一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６９号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘210号
債務者　寺倉　礼子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３号
岡山県倉敷市鶴の浦１丁目４番Ｄ10―210号
債務者　矢野　智裕
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市大島510番地14
債務者　藤城　幸雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市茶屋町159番地
債務者　齊藤　義行
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市船穂町船穂2694番地１ル・シャトー103号室
債務者　中西　実咲
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
岡山県倉敷市水島東川町８番３号アーバン・光Ｉ102号
債務者　太田　千春
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係